

部 課 名

県土整備部建築住宅課

件名	平成28年熊本地震に係る応急危険度判定士の派遣について
経緯	<p>4月14日 — 午後9時26分頃 地震発生</p> <p>16日 — 午前1時25分頃 本震発生</p> <p>20日 — 国土交通省から広域派遣要請あり（17時に第一報、22時に第二報）</p> <p>・「4月23日から25日」及び「26日から28日」の2期間において応急危険土判定を実施するため、各8名の判定士の要請</p>
内容	<p>○ 国から熊本地震に係る広域派遣要請があったため、次のとおり被災建築物応急危険度判定士となる建築技術職員を派遣する。</p> <p>1 派遣先 — 熊本県 熊本市内（予定）</p> <p>2 派遣期間 — 第1班 4月23日（土）から25日（月）の3日間 第2班 4月26日（火）から28日（木）の3日間 （※ 移動は前後各1日）</p> <p>3 派遣人員 — 第1班 県職員7人、甲府市1人 計8名 第2班 県職員7人、甲府市1人 計8名 計16名</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 応急危険度判定は、建築の専門家が、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に係る二次災害を防止することを目的に実施するものである。</p> </div> <p>問い合わせ先 建築住宅課 建築防災担当 （内線7662・外線055-223-1734）米山・斉藤</p>